



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

資料 3

食品ロス削減に向けて



令和2年2月

農林水産省
食料産業局



- ・ **食品ロスの現状**
- ・ **食品ロス削減に関する法制度**
- ・ **食品ロス削減に向けた取組**

食品ロスの現状

食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



日本の「食品ロス」 約643万トン



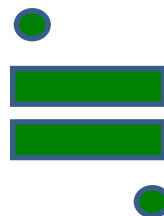
事業系

約352万トン



家庭系

約291万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約139g

※ 茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約51kg

※ 年間1人当たりの米の消費量
(約54kg) に相当

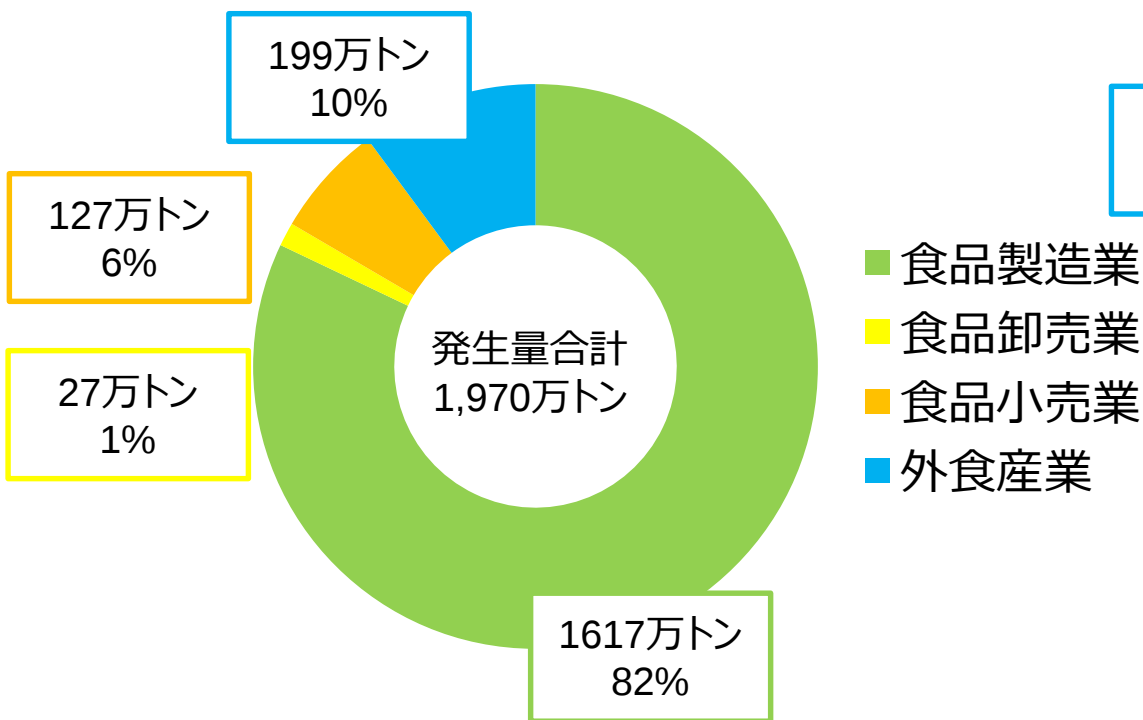


資料：総務省人口推計(28年度)
平成28年度食料需給表（概算値）

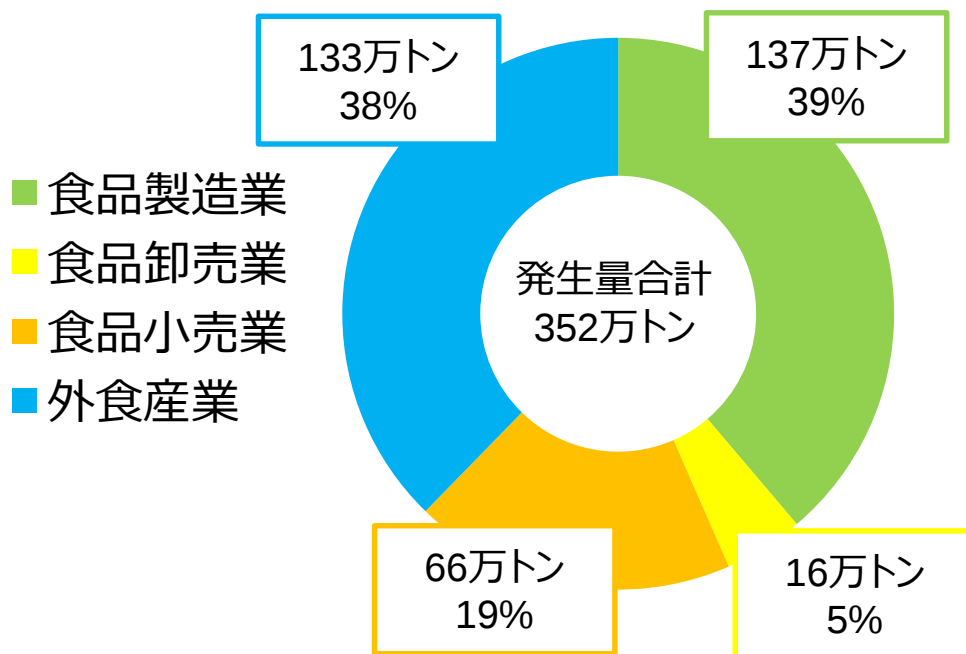
事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（平成28年度推計）

- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、平成28年度で1,970万トンとなっており、このうち食品製造業が82%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は352万トンとなっており、このうち食品製造業が39%、外食産業が38%を占め大部分となっている。

①事業系食品廃棄物の業種別内訳



②事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

食品ロス削減に関する法制度

食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）



○主務大臣による基本方針の策定 （令和元年 7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずるべき措置

- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
- ・食品の流通過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程・・・食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

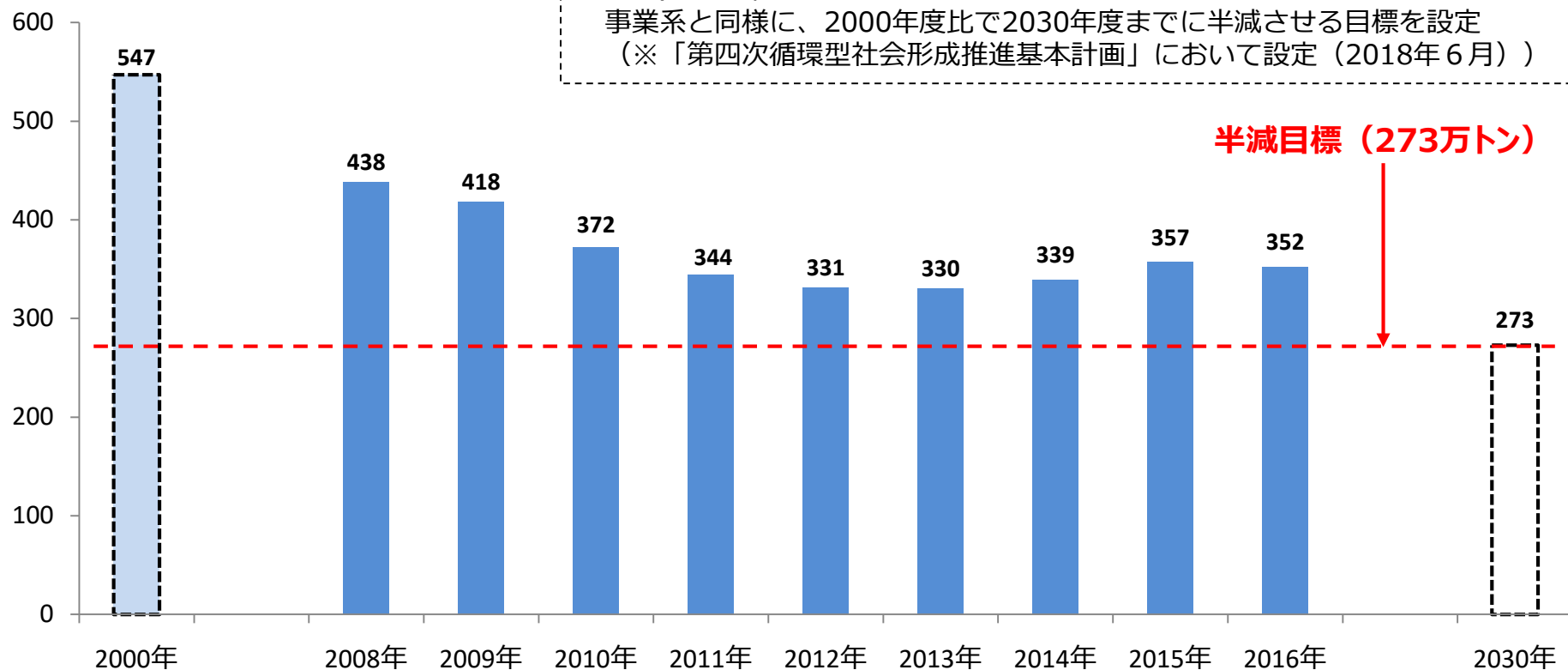
※食品リサイクル法の基本方針において設定（2019年7月）

※起点となる2000年は、食品リサイクル法の成立年

【目標達成に向けた考え方】

異業種との協働による取組や消費者も一体となった更なる機運醸成や行動変革等、様々なステークホルダーとの連携が必須であり、これをなくして本目標の達成は難しい。

食品ロス量（万トン）



食品廃棄物等の発生抑制に関する目標（2019年度～2023年度）

- ✓ 食品リサイクル法の最優先事項である「発生抑制」について、業種別に目標を設定。
- ✓ 2014年に設定した発生抑制目標値については、9割の事業者が既に目標値を達成。発生抑制をより進める観点から、2019年7月に新たに目標を設定（3業種で新規設定、19業種で引き上げ）。

業 種	基準発生原単位	業 種	基準発生原単位	業 種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg／百万円→ 170kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円	麺類製造業	270kg／百万円→ 192kg／百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg／百万円→ 114kg／百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,560kg／百万円→ 2,005kg／百万円	居酒屋等	152kg／百万円→ 114kg／百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円	冷凍調理食品製造業	363kg／百万円→ 317kg／百万円	喫茶店	108kg／百万円→ 83.3kg／百万円
水産練製品製造業	227kg／百万円	そう菜製造業	403kg／百万円→ 211kg／百万円	ファーストフード店	108kg／百万円→ 83.3kg／百万円
野菜漬物製造業	668kg／百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg／百万円→ 177kg／百万円	その他の飲食店	108kg／百万円→ 83.3kg／百万円
味そ製造業	191kg／百万円→ 126kg／百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。)	184kg／百万円→ 154kg／百万円
しょうゆ製造業	895kg／百万円	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg／百万円	給食事業	332kg/百万円（～2019年度）→ 278kg/百万円（2020年度～）
ソース製造業	59.8kg／t→ 29.7kg／t	各種食料品小売業	65.6kg／百万円→ 44.9kg／百万円	結婚式場業	0.826kg／人
食酢製造業	252kg/百万円	食肉小売業（卵・鳥肉を除く）	40.0kg／百万円	旅館業	0.777kg／人→ 0.570kg／人
パン製造業	194kg／百万円→ 166kg／百万円	菓子・パン小売業	106kg／百万円→ 76.1kg／百万円	75業種のうち、目標値を設定しない41業種についての考え方 ・17業種：密接な関係をもつ値（売上等）との相関がとれなかった。 ・24業種：食品廃棄物等のほとんどが、製造に伴い必然的に発生する不可食部等であり、産業活動への抑制に直接むすびつく恐れがあることから、業種としては発生抑制目標値の設定になじまないとした。 自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用のさらなる推進に努めることとする。	
菓子製造業	249kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg／百万円		

・ ・ 新たに目標設定した業種 ・ ・ 目標値を引き上げた業種

食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

【今後のスケジュール】

○令和2年3月末 基本方針 閣議決定予定

※食品ロス削減推進会議において、基本方針の案を作成

基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置



○ 事業者の責務について（法第5条）

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

○ 関係者相互の連携及び協力（法第7条）

国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」 素案 概要①

- 令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立。10月施行。
- 法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するもの。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定(努力義務)。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

- ・ 我が国は、食料を海外からの輸入に大きく依存(食料自給率(カロリーベース):37%(2018年度))。
- ・ まだ食べることができる食品については、できる限り食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要。
- ・ 家計負担や、地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制等も期待。
- ・ 我が国の食に関わる文化の再確認にもつながるもの。

2 我が国の食品ロスの現状

- ・ 食品ロス量は、年間643万トン(平成28年度)と推計。このうち、事業系は352万トン、家庭系は291万トン。

3 基本的な方向

- ・ 国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。
- ・ 多様な主体が連携し、国民運動として推進。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

- ・ 食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生し、サプライチェーン全体で取り組むべき課題。両者を「つなぐ」コミュニケーションの活性化が重要。
- ・ それぞれの主体別に求められる役割と行動としては、例えば、
 - 【消費者】 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す。買い物の前に家にある食材をチェック。定期的な冷蔵庫内の在庫管理。食卓に上げる食事は食べきれぬ量に。外食時は食べきれぬ量を注文、料理が残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。
 - 【農林漁業者・食品関連事業者】 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る。規格外や未利用の農林水産物の有効活用。納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長。季節商品の予約制等需要に応じた販売。値引き・ポイント付与等による売り切り。外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示。
 - 【国・地方公共団体】2に掲げる施策の推進。災害時用備蓄食料の有効活用。主催イベント等での食品ロスの削減。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」 素案 概要②

2 基本的施策

- ・国においては、以下に取り組み、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、削減の取組を強力に推進。
- ・地方公共団体においては、以下を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・家庭での食品ロスの削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容を普及啓発。消費者が食品ロスを意識する取組を推進。
- ・消費者に対し、期限表示の正しい理解を促進。
- ・食品ロス削減月間(10月)での取組の他、通年にわたり広報。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進。
- ・学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促進。個に応じた給食指導。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用を促進。
- ・商慣習の見直しとして、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和の一体的な促進や日配品の適正発注を推進。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進。
- ・食品関連事業者に対する一体的な消費者啓発の呼びかけや啓発資材の提供を推進。
- ・小盛りサイズメニューの導入等を促進。ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫等、外食事業者の取組事例を周知。
- ・外食の際、持ち帰りに関する留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進。
- ・物流の効率化等による食品流通の合理化やICT等新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進。

(3) 表彰

- ・国民に取組の重要性が広く認知されるよう、国において表彰制度を創設。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品ロスの発生量の推計、発生要因等の分析を実施。効果的な削減方法等に関する調査・研究を実施。

(5) 情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例を広く提供。若者等による積極的な取組事例の収集・提供を強化。食品ロス削減の取組・アイデアを募集・紹介。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・関係者相互の連携のための取組(例、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング)を含めたフードバンク活動の支援を実施。事業者等によるフードバンク活動団体の取組支援を推進。
- ・フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知。
- ・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」 素案 概要③

Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・国の施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- ・地方公共団体は、積極的に推進計画を策定することが望まれるもの。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ・地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有し、関係施策の連携を深めることなどが重要。
- ・地域の関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要。フードバンク活動が行われている地方公共団体等では、フードバンク活動団体との連携に配慮、必要な支援を検討・実施。
- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状、課題を把握し、推進計画を策定。Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込み。
- ・地方公共団体におけるSDGsの推進や地方創生の取組、廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも一法。
- ・推進計画の策定後は、定期的に取組の成果を検証し、効果が上がるよう推進することが重要。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、推進計画の策定に伴って生じる負担等が軽減されるよう必要な支援を実施。

2 関連する施策との連携

- ・関連施策（「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「食育推進基本計画」など）との連携のため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要。

3 食品ロスの削減目標等

- ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロスや「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」における事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で食品ロス量をそれぞれ半減）の達成を目指し、総合的に取組を推進。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%に。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

- ・多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策を見直し。
- ・社会経済情勢や施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね5年を目途に基本方針の見直しについて検討。



令和元年

11月25日 第1回食品ロス削減推進会議

- ・基本方針の骨子案

12月16日 第2回食品ロス削減推進会議

- ・素案に対する委員の意見集約

令和2年

1月10日～2月1日

1月 基本方針の素案についてパブリックコメントの実施

2月 第3回食品ロス削減推進会議

- ・基本方針の案の検討・決定

3月 閣議決定

食品ロス削減に向けた取組

事業系食品ロスの発生要因と対策の方向



- ✓ 食品ロスの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の過度な鮮度志向など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	○商慣習 ・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない ・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない	○商慣習の見直し
食品卸売業		
食品小売業		
食品小売業	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
	○消費者の過度な鮮度志向や賞味期限への理解不足	○フードバンクとの連携
		○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○消費者への啓発

商慣習検討ワーキングチーム



- ✓ 過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、フードチェーン全体で解決する必要。
- ✓ このため、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置し、その取組を支援。

食品ロス削減のための 商慣習検討 ワーキングチーム

食品製造業
(6社)

食品卸売業
(3社)

食品小売業
(6社)

H24年度	・加工食品の返品・廃棄に関する調査
H25	・納品期限見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクト（飲料・賞味期間180日以上菓子）
H26	・納品期限緩和の実施 ・日配品の廃棄・余剰生産に関する調査 ・「もったいないキャンペーン」の実施
H27	・納品期限緩和の拡大、納品期限緩和リスク分析 ・日配品における食品ロス削減の取組事例の共有 ・「活動総括」のとりまとめ
H28	・取組状況の把握や効果等の分析、優良事例紹介等による普及
H29	・加工食品の納品期限を緩和する対象品目、企業の拡大 ・賞味期限年月表示化等の具体的効果の検証 ・消費者への理解促進につながる広報資材の作成
H30	・加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大 ・地方小売店における納品期限緩和の実証 ・日配品ロス削減に向けた発注精度向上、製配販連携のあり方の検討
H31	・加工食品の納品期限緩和企業の拡大（地方小売店等） ・日配品等の適正発注の推進に向けた調査・分析

納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長の三位一体の取組

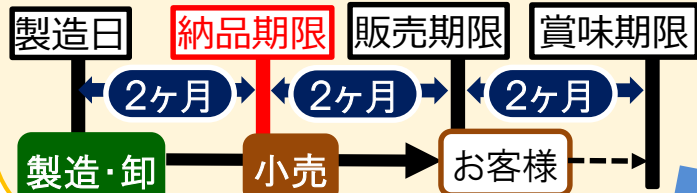
- ✓ 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。

小売側のメリットが見えづらい

納品期限の緩和

賞味期間の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限（1/3ルール）を1/2に緩和することを推進。

販売期間の短縮を小売側は懸念



同時に推進

賞味期限の年月表示化

日付逆転による納品拒否の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示することを推進。

日付の切り捨てによる賞味期間の短縮を製造側は懸念

R1.9.17

R1.8

納品期限が厳しいままでは限界

賞味期限の延長

どちらの問題にも貢献

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	—	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大 1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

納品期限緩和の取組状況（令和元年10月現在）



納品期限の緩和を推奨する品目

清涼飲料、菓子（賞味期間180日以上）、カップ麺

※その他、以下のように整理

- ・納品期限緩和を前提として小売各社で検討する品目：袋麺、レトルト食品
- ・その他の品目についても、小売店舗や家庭における廃棄等の問題がないと思われる場合は、各小売事業者において積極的に緩和に向けた検討を行う。

納品期限を緩和（もしくは予定）している小売事業者（94事業者）

【総合スーパー（GMS）】

イトーヨーカ堂、ユニー、イズミ、イオンリテール、ダイエー、平和堂 等 計12社

【コンビニエンスストア（CVS）】

セブン-イレブン・ジャパン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップ、ポプラ、セイコーマート、国分グロサースチェーン 計8社

【生協】

CO-OPとやま、あいコープみやぎ、一宮生協、いばらきコープ、おおさかパルコープ、京都生協、コープぎふ、コープぐんま、コープこうべ、コープさっぽろ、コープながの、コープにいがた、コープみやざき、コープみらい、自然派くらぶ生協、全日本海員生協、東都生協、なのはな生協、パルシステム福島、福祉クラブ生協、生協ぶちとまと、三井造船生協、ユーコープ、コープ九州事業連合 計24社

【食品スーパー（SM）】

アコレ、遠鉄ストア、大阪屋ショップ、オータニ、小田急商事、カスミ、カノー、ぎゅーとら、光洋、サミット、サンマート、山陽マルナカ、スーパーナショナル、スズキヤ、セブンスター、タカヤナギ、東急ストア、西山寛商事、福原、フレスタ、豊月、マイヤ、マックスバリュ、マツヤスーパー、ママのセンター、丸久、マルミヤストア、マルヤ、万惣、ヤオコー、ヨークベニマル、ヨークマート、ラルズ、レッドキャベツ 等 計42社

【ドラッグストア・薬局】

ウエルシア薬局、クスリのマルエ、ココカラファインヘルスケア、コメヤ薬局、サッポロドラッグストアー、下川薬局、太陽堂、ツルハ 計8社

賞味期限の年月表示化

年月日表示

2019/10/29

年月表示

2019/09

＜年月表示化の主な取組＞

【事例 1：日本醤油協会】



過度に厳しい日付管理が深夜・早朝操業や返品等の原因となっていたことから、「醤油の日付表示に関するガイドライン」を作成する際、賞味期間が3か月超のものは、原則として年月表示。

【事例 2：飲料大手 5 社（TCGF）】



平成25年5月より、国産水 2 Lペットボトルを初めとして、年月表示に順次切り替え。賞味期間1年以上の製品に加え、8ヶ月以上の製品でも切り替えを開始。

【事例 3：全日本菓子協会】



賞味期限の延長と年月表示化について、毎年各社の進捗状況を調査しつつ実施を呼びかけ。
（賞味期間 3ヶ月以上の流通菓子が対象だが、運用は各社で判断）

【事例 4：味の素株式会社】



平成29年2月より順次、賞味期間1年以上の家庭用製品（調味料・加工食品・甘味料）を対象に、原則として賞味期間を延長し、賞味期限を年月表示に変更。

<参考> 賞味期限の年月表示化の期待効果 ①



小売店舗への納入済み商品より賞味期限が前の商品の納入が拒否されるため、物流拠点間の商品の転送ができなかった在庫が、転送可能となることで食品廃棄を削減。

年月日表示

賞味期限
2020.10.03

A拠点 (在庫過剰)

未出荷
廃棄！

B拠点 (在庫不足)

追加
生産

欠品

賞味期限
2020.10.04

納入済み商品より賞味期限が前の商品の納入が拒否されるため転送不可

年月表示

賞味期限
2020.09

A拠点 (在庫過剰)

B拠点 (在庫不足)

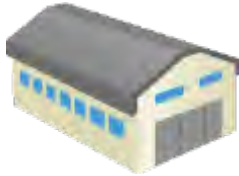
賞味期限
2020.09

同一期限のため転送可能

<参考> 賞味期限の年月表示化の期待効果 ②

日付管理から月管理になることで、保管スペース、荷役業務、品だし業務等を効率化。

年月日表示

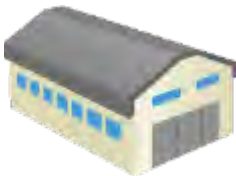


2020.10.01

2020.10.02

2020.10.03

年月表示



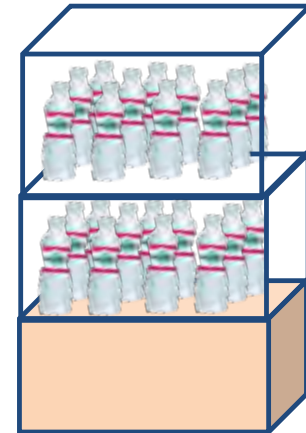
日付管理・検品等
作業省力化

2020.10

保管スペースの
極小化



ピッキング省力化



期限確認・陳列作業効率化



運搬・積載効率向上

「全国一斉」商慣習見直し運動について

事業系食品ロスの削減に向け、本年10月30日までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を実施。

取組内容

(1) 本年10月30日（金曜日）を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、この日までに以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者呼びかけます。

※この呼びかけは任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくものです。

(ア)食品小売業者

推奨3品目（飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺。以下同じ。）全ての納品期限の緩和

(イ)食品製造業者

推奨3品目全ての賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）

※(ア)及び(イ)について、推奨3品目以外も、サプライチェーン全体で食品ロスが削減されと考えられる品目は可能な範囲で取組の推進をお願いします。

※賞味期限の延長は、引き続き、各食品製造業者の判断で取組の推進をお願いします。

※(ア)及び(イ)について、食品卸売業者も、この取組を踏まえた対応をお願いします。

(2) 本呼びかけに対応し、商慣習を見直す機運を高めるために以下の取組を実施します。

- ・賞味期限の年月表示化に取り組む企業の調査・公表（本年度末予定）
- ・納品期限の緩和に向けた意見交換会の開催
- ・賞味期限の年月表示化セミナーの開催（昨年10月16日の近畿地方の開催を皮切りにブロック毎に開催中）
- ・このほか、消費者に取組を理解していただくための啓発を積極的に実施。

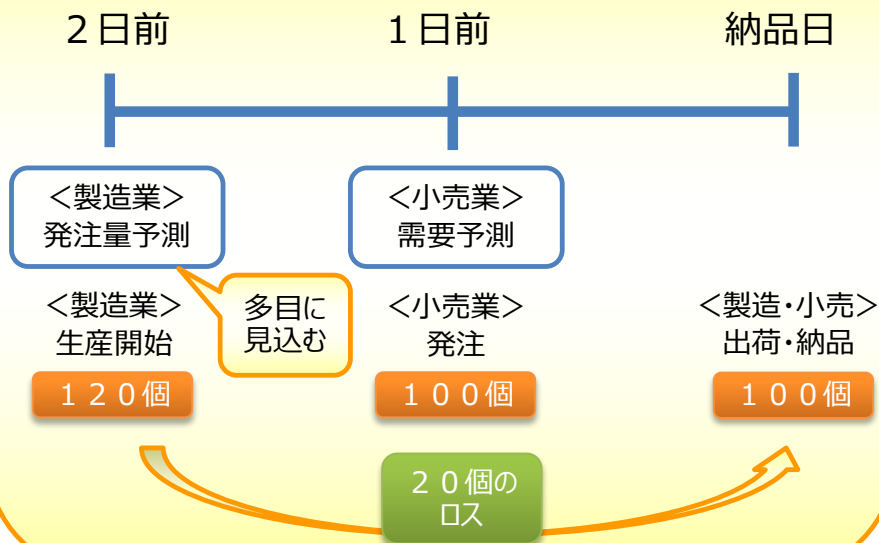
(3) 本年夏頃、「全国一斉商慣習見直しの日」までに（1）の取組を実施する食品関連事業者（現在既に実施しているものを含める）を募集し、10月30日当日に公表して広くPRします。

日配品ロス削減

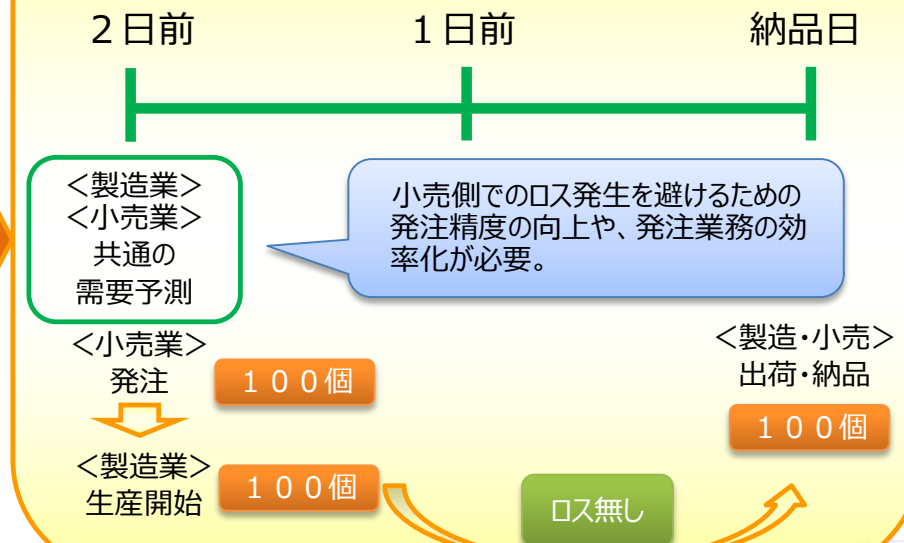
- ✓ 商慣習検討WTにおいて、日配品の食品ロス削減に向けての検討を実施。（平成30年度はパンについて検討）
- ✓ メーカー側の食品ロスを削減するためには、見込生産から受注生産へ変更するための発注リードタイムの確保が必要。
- ✓ 一方で、発注リードタイムの延長に伴い、店舗発注業務が煩雑化し、小売業者の食品ロスが増加しないよう、発注精度の向上や発注業務の効率化が必要。
- ✓ 上記の両立を実現させるため、引き続き、実証実験等により検証。

取組の改善イメージ

見込み生産



受注生産



ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスの促進

- ✓ 近年、ICTやAI等の新技術を活用した未利用食品の販売（シェアリング）や食品の需要予測など、食品ロスの発生防止につながる新たな民間ビジネスが開始。
- ✓ 食品産業の個々の努力だけで事業系食品ロスを半減することが容易ではない中で、これらのビジネスは、今後の食品ロス削減に向けた取組として期待。
- ✓ 農林水産省では、これら新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスを促進。

【新ビジネスの募集と紹介】

ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネスを募集（令和元年12月～令和2年1月）。応募のあったビジネスについて、農林水産省のホームページで紹介。

応募のあったビジネスのテーマ

- ・ 未利用食品の販売（シェアリング） 13企業
- ・ 食品の需要予測 8企業
- ・ その他 3企業



【新ビジネスと食品関連事業者との交流会の開催】

これらの取組を促進するため、応募いただいた民間企業（ビジネス）と、食品関連事業者が直接対話できる交流会を開催。

日時・場所：令和2年2月26日（水）13～17時（予定） 農林水産省講堂

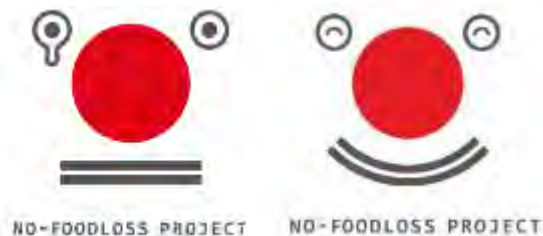
内容：〈第1部〉基調講演、食品産業からの活用事例紹介 等

〈第2部〉出展企業からのビジネス紹介（企業プレゼンテーション、個別交流会）

※ 農林水産省のwebサイトにおいて、食品関連事業者の参加申込みを受付中。

☆ 食品ロス削減に取り組む意思表示「ろすのん」

食品ロス削減国民運動シンボルマーク「ろすのん」



食品ロス削減に取り組む
団体・企業の皆様は、
簡単な申請だけで
ご利用いただけます。
(無料です)

「ろすのん」の説明や様式はこちら：

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227.html

利用件数:506件(令和元年10月現在)

自治体、NPO法人、食品製造業・卸・小売・外食
など様々な団体・事業者で利用。



販促物で



食堂で



商品で



イベントで



レストランで



宅配車で

